

郵送による書類の送付先が変わります

福岡国税局では、令和3年7月以降、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施することから、以下の事項について、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

（※）内部事務とは、御提出された申告書の入力処理、申告内容等についてのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

「内部事務のセンター化」を実施する税務署

博多税務署

福岡税務署

門司税務署

小倉税務署

令和3年7月12日（月）以降、申告書、届出書・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

e-Taxにより提出する場合

従来どおり所轄税務署へ送信してください

書面により提出する場合

センターへ**郵送**してください（注）

令和3年7月12日（月）以降の郵送先

博多署及び福岡署 ➡ 〒810-8674 福岡国税局業務センター

門司署及び小倉署 ➡ 〒803-8701 福岡国税局業務センター小倉分室



※郵便番号と宛名のみ記載してください。住所の記載は不要です。

（注）申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。直接持ち込む場合は、従来どおり所轄税務署の窓口へ提出をお願いします。



御留意いただきたい事項

「内部事務のセンター化」は、行政サービスの水準を維持しながら事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

※内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書によりお問い合わせをさせていただくことがございます。

※センターでは電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は行っておりませんので、お問い合わせは電話相談センター又は所轄税務署へお願いします。

※納税証明書の請求や税金の納付、面接による相談、開示請求等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。納税証明書を郵送で請求する場合は、引き続き所轄税務署へ送付をお願いします。

令和3年7月12日（月）から收受日付印の表示が変わります

センターにおいて收受する申告書等には、「福岡国税局業務センター（小倉分室）」と表示した收受日付印を押なつします。

收受日付印イメージ

	福岡国税局業務センター	福岡国税局業務センター小倉分室
変更前		
変更後		

※税務署窓口へ直接提出される文書には、従来どおり税務署名の收受日付印を押なつします。



申告・納税はe-Taxで！

個人の方は

自宅で
パソコン・スマホ
から申告！

マイナンバーカードの取得はお早めに！

自宅e-Tax



スマホ申告



法人の方は

法人税申告は
全ての書類を
e-Tax送信！

ネットが便利 申告納税e-Tax

